

# 東京都公衆浴場対策協議会 (第23次協議会 第1回)

令和5年2月15日(水)

都庁第一本庁舎42階北塔特別会議室A

午後 14 時 30 分開会

○折原課長 それでは、定刻になりましたので、「第 23 次第 1 回東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回より、第 23 次の協議会となります。本日はその第 1 回会議となりますので、新しい協議会会長が指名されるまで事務局で進行を務めさせていただきます。

本会議室は、お席にマイクが設置されております。御発言の際は、目の前の向かって右側のボタンを押して御発言ください。御発言が終わりましたら、再度右側のボタンを押してください。

さて、本日の出席状況ですが、協議会委員 19 名中 13 名の委員に御出席をいただいております。

初めに、第 23 次協議会委員に御就任いただきました委員の皆様を御紹介いたします。お手元のタブレットに協議会委員名簿を掲載しております。アイコンをタップしていただければと存じます。

協議会委員名簿順にお名前を読み上げさせていただきます。

最初に、学識経験者委員の皆様を御紹介いたします。

拓殖大学商学部教授の石毛昭範委員でございます。

石毛委員は、本日所用により欠席でございます。

亜細亜大学経営学部教授の伊藤匡美委員でございます。

伊藤委員は、本日所用により欠席でございます。

一般社団法人日本銭湯文化協会銭湯大使の奥野靖子委員でございます。

奥野委員は、本日所用により欠席でございます。

国士舘大学政経学部教授の熊迫真一委員でございます。

○熊迫委員 よろしく願いいたします。

○折原課長 一般社団法人せんととうとまち代表理事の栗生はるか委員でございます。

○栗生委員 よろしくお願ひします。

○折原課長 日本公認会計士協会東京会常任幹事で公認会計士の土田恵一委員でございます。

○土田委員 土田でございます。よろしく願いいたします。

○折原課長 独立行政法人経済産業研究所上席研究員の中田大悟委員でございます。

○中田委員 中田でございます。よろしく願いいたします。

○折原課長 次に、利用者代表委員の皆様を御紹介いたします。

大田区消費者団体連絡協議会のメ野啓子委員でございます。

メ野委員は、本日所用により欠席でございます。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の須賀理委員でございます。

○須賀委員 須賀です。よろしく願いいたします。

- 折原課長 主婦連合会事務局の中村紀子委員でございます。
- 中村委員 よろしく願ひいたします。
- 折原課長 東京消費者団体連絡センター事務局次長の星野綾子委員でございます。
- 星野委員 星野です。よろしく願ひいたします。
- 折原課長 次に、業界代表委員の皆様方を御紹介いたします。
- 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の近藤和幸委員でございます。
- 近藤委員 近藤です。よろしく願ひいたします。
- 折原課長 副理事長の石田眞委員でございます。
- 石田委員 石田です。よろしく願ひいたします。
- 折原課長 常務理事の佐伯雅斗委員でございます。
- 佐伯委員 佐伯でございます。よろしく願ひいたします。
- 折原課長 世田谷区宇田川湯の山村幹子委員でございます。
- 山村委員は、本日所用により欠席でございます。
- 次に、関係行政機関委員を御紹介いたします。
- 足立区副区長の長谷川勝美委員でございます。
- 長谷川委員 長谷川です。よろしく願ひいたします。
- 折原課長 三鷹市副市長の馬男木賢一委員でございます。
- 馬男木委員 馬男木でございます。どうぞよろしく願ひいたします。
- 折原課長 そのほか、東京都から、佐藤智秀福祉保健局健康危機管理担当局長でございます。
- 佐藤委員は、本日所用により欠席でございます。
- 横山英樹生活文化スポーツ局長でございます。
- 局長は公務のため遅れておりますので、後ほど御紹介させていただきます。
- 続きまして、事務局を担当しております職員を御紹介いたします。
- 東京都生活文化スポーツ局消費生活部長の片岡でございます。
- 片岡部長 どうぞよろしく願ひいたします。
- 折原課長 そのほか、公衆浴場担当の職員が事務局を務めます。どうぞよろしく願ひいたします。
- 次に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元のタブレットを御覧ください。
- 初めに「東京都公衆浴場対策協議会次第」、次に「協議会委員名簿」「協議会設置要綱」「東京都の主要公衆浴場対策事業」を掲載しております。
- そして、資料として8つ掲載しております。
- 資料1「令和5年公衆浴場対策協議会の日程」。
- 資料2「令和5年公衆浴場入浴料金統制額の算定等について」。
- 資料3「公衆浴場入浴料金算定基準」。
- 資料4「令和5年会計調査対象浴場の選定条件」。
- 資料5「令和5年会計調査対象浴場の選定条件 該当浴場数」。

資料6「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」。

資料7「令和4年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（令和4年公衆浴場対策協議会報告）」。

資料8「令和4年公衆浴場組合の取組状況」となっております。

それでは、横山英樹生活文化スポーツ局長でございます。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。

○折原課長 次に、第23次東京都公衆浴場対策協議会の会長を指名させていただきます。

東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第2項では、協議会の会長は委員のうちから知事が指名すると規定しております。この規定に基づき、第23次協議会会長は熊迫委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○熊迫委員 承知しました。よろしくお願ひいたします。

○折原課長 ありがとうございます。

それでは、会長席へお移り願ひます。

（熊迫会長 会長席へ移動）

○折原課長 熊迫会長には、御就任に当たり一言御挨拶をお願ひいたします。

○熊迫会長 ただいま本協議会の会長に御指名いただきました国士館大学政経学部の熊迫です。第23次協議会の会長をお引き受けするに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本協議会の主要な役割は、知事からの依頼を受けまして入浴料金の統制額に関して御意見を申し上げることです。

近年の状況を申し上げますと、令和4年6月3日に燃料費高騰の影響を反映させる等の理由で、大人料金、中人料金、小人料金をそれぞれ20円引き上げ、500円、200円、100円とすることが適当なのではないかとの報告をいたしました。入浴料金統制額の試算では、理想の入浴料金と現状の入浴料金は87円の乖離があるという結果でしたが、都民の負担を考慮し、引上げ額は小幅に抑えることが望ましいということで引上げ幅を20円にとどめることが適当としたものであります。そして、その報告のとおり、東京都では7月15日付で統制額の引上げがなされました。

皆様も御存じのとおり、都内の公衆浴場は自家風呂の普及、経営者の高齢化、後継者不足、コロナ禍による利用者の減少などにより、毎年多くの浴場が廃業し、減少の一途をたどっています。また、昨今の燃料費の高騰により、その経営環境はますます厳しさを増しています。

こうした状況の中で、本年の統制額の検討に当たっては皆様方と十分議論し、慎重に検討したいと考えております。

最後に、会長として精いっぱい務めてまいりますので、委員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○折原課長 ありがとうございました。

次に会長代理の指名ですが、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第5第4項では、会長に事故があるときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると規定しております。この規定に基づき、第23次協議会の会長代理につきましては会長から指名をお願いいたします。

○熊迫会長 拓殖大学商学部教授の石毛委員を指名したいと思います。石毛委員は本日欠席されておりますので、事務局から承諾を取っていただけますでしょうか。

○折原課長 承知いたしました。

次に、この協議会は東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8により公開とさせていただきます。また、議事録につきましても公開する予定ですので御了承ください。

次第に入ります前に、23 次協議会の第1 回目に当たり、新たに就任された委員も多くいらっしゃいますので、都の公衆浴場対策について簡単に御説明させていただきます。タブレットの「東京都の主要公衆浴場対策事業」を御覧ください。

私ども生活文化スポーツ局が行う公衆浴場対策事業として、本協議会の運営のほか、各種補助事業がございます。本資料中、1 から5 の事業となります。

まず1 の「健康増進型改築支援事業」でございますが、これは浴場が大規模改修、改築をする際にバリアフリー化、地域交流に活用できるスペースを設けるなど、一定の要件を満たす場合に経費の一部を補助するというものです。

建物自体を建て替えるという大規模工事、改築の場合は3 億円を限度として4 分の1 を補助いたします。この補助制度を利用する公衆浴場は工事費の4 分の3 を負担する資金力が必要にはなるのですが、リニューアル後はサービスが充実し、確実に利用者が増え、銭湯ファンにも一目置かれる店舗となっています。

2 の「クリーンエネルギー等推進事業」はCO2 削減に寄与し、省エネ、創エネを促進するため、主要燃料に切替えなどをする場合に経費の一部を補助するというものです。補助メニューは、資料のとおり6 つございます。本補助制度は平成20 年度にスタートしたのですが、平成19 年度には都市ガス、ヒートポンプを利用している浴場は28%にすぎませんでした。14 年後の令和3 年度には70%となり、よりCO2 削減量の少ない燃料に移行したということになります。

本事業は昨今の世界情勢による電力逼迫に備えるとともに、一層のCO2 削減のため、昨年6 月に補助率を上げるなど拡充を図りました。拡充策の一つとして、太陽光発電システム設置に係る工事に関して、システム設置と合わせて導入する蓄電池や更新に伴う施設の太陽光発電システムの撤去費用、システム設置に必要な屋根の補強、補修費も含むとしました。

都が推進しております、エネルギーを「減らす」「創る」「蓄める」、HTT の観点から、脱炭素化とエネルギーの安全保障の一体的実現につなげることができればと考えております。

3 の「耐震化促進支援事業」は、増加する大規模自然災害に備え、浴場利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震補強工事に要する経費の一部を補助するというものです。都内公衆浴場の約7 割は、昭和56 年の新耐震基準以前に建築されています。年間2000 万人弱の都民が利用しますので、補強工事にかかる経費を補助し、利用者の安全・安心を守ることを目的としています。

また、本事業は公衆浴場の都市ガス化が進みましたので、銭湯のトレードマークの煙突を撤去したり、補強したりする工事にも御利用いただいております。老朽化した煙突は災害時に倒れたりして利用者の安全を脅かす可能性がございますので、そういった申請もお受けしています。

4の「施設改善資金利子補助」は、施設改善にかかる資金を金融機関から借り入れた場合に利子の一部を補助するというものです。1の「健康増進型改築支援事業」を利用なさる際に、併せて御利用いただく場合が多いです。

5の「公衆浴場利用促進事業補助」は、浴場組合が行う浴場利用者拡大を促進するための事業経費の一部を補助するというものです。組合本部が公衆浴場業のPRに関する事業を行う場合に御利用いただける利用促進事業補助と、本部や支部が利用者を増やすイベント実施や銭湯運営関係のスキルを身につけるための研修を行う際などに御利用いただける地域交流拠点事業補助がございます。地域交流拠点事業は、スタンプラリーや変わり湯などの企画で申請いただくことが多いです。

昨年4月から今年1月まで実施したスポーツイベント等と連携したモバイル無料入浴券「東京1010クーポン」配布事業は本補助事業の一環となります。後ほど、資料8で事業の概要・実績を詳しく御説明いたします。

以上、1から4は建物とハードに関する補助で、利用促進事業補助はイベント等ソフト面の取組に対する補助となります。基本的に都の補助としては運営経費など、直接的な補助は行っていないのですが、この未曾有の燃料費高騰に当たり、影響を受けている他業種の事業者向けの補助も行われるということで、昨年公衆浴場関係も補正予算を組みまして、公衆浴場運営に係る燃料費高騰分の一部を補助するという燃料費高騰緊急支援事業補助を行いました。

生活文化スポーツ局以外の対策事業として、主税局が固定資産税、不動産取得税の減免を行っています。

また、下水道局・水道局がそれぞれ条例に基づき、上下水道料金を一般料金より安く設定しています。

その他、区市においても各種対策事業を行っています。都の補助金と区市の補助金はほとんどが併用できるので、公衆浴場の所在区市によっては組合支部が費用を負担することなくイベントを開催することができることもあります。

公衆浴場対策事業については以上でございます。

引き続きまして、協議会に対し、令和5年の統制額について検討依頼をさせていただきます。

本日は、知事に代わり潮田副知事から行わせていただきたく存じます。手交場所へお進み願います。

(熊迫会長・潮田副知事 手交場所へ移動)

○潮田副知事

下記のとおり検討を依頼する

令和5年2月15日

東京都知事 小池百合子

令和5年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

よろしくお願いたします。

(潮田副知事から熊迫会長へ検討依頼書手交)

○折原課長 続きまして、潮田副知事より御挨拶をお願いいたします。

○潮田副知事 副知事の潮田でございます。第1回都議会定例会のため、本協議会に遅れてまいりまして申し訳ございませんでした。

第1回協議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙のところ本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

公衆浴場は、公衆衛生上、必要な施設として入浴機会を提供するだけでなく、地域住民の健康づくりや交流の場であり、日本の伝統的な生活文化でもございます。

御案内のとおり、新型コロナウイルスの影響で公衆浴場利用者が減少しました。

しかし、利用者が安心、安全に利用できるよう、公衆浴場組合を中心に組合員が一丸となって感染防止対策を行いながら営業を続けられました。そういった御努力が実を結び、コロナ前には及ばないものの、利用者数は少しずつ、戻ってきているというふうに向っております。

しかしながら、昨年初めからは世界情勢の変化に伴う原油価格高騰により、営業経費の1割以上を燃料費が占める公衆浴場は大きな影響を受けております。

こうした厳しい状況を受け、都は昨年6月に補正予算を組みまして、若者やファミリー層などの新たな利用者を増す事業として、浴場組合と連携しまして、都が主催するイベント等においてモバイルクーポンを配布いたしました。半年で延べ12万人の方に公衆浴場を御利用いただいております。

また、公衆浴場は燃料費等、経費の値上がりを価格に転嫁することが困難でございますため、燃料費高騰影響額相当について緊急支援を実施したところでございます。

加えて、長期的な視野に立って電力逼迫に備えるとともに、二酸化炭素等の排出を削減するため、クリーンエネルギー化推進事業における太陽光発電装置設置等への補助についても拡充を行ったところでございます。来年度に向けて、その取組が広がることを期待しております。

ただいま、知事に代わりまして熊迫会長に令和5年の公衆浴場入浴料金統制額の御検討についてお願いをいたしました。入浴料金の統制額は入浴料金の最高限度額として知事が指定するものであり、浴場経営や利用者に直接影響を与えることから大変重要な決定事項でございます。申し上げましたように、公衆浴場経営はこれまでも増して厳しい状況にありますが、委員の皆様方におかれましては専門的な見地から幅広く御意見、御討議を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 ただいま、令和5年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について知事から検討を依頼させていただきました。

潮田副知事は、公務のため退室いたします。

○潮田副知事 どうぞよろしくお願いいたします。

(潮田副知事退室)

○折原課長 ここからは、会長に議事の進行をお願いいたします。

熊迫会長、よろしくお願いいたします。

○熊迫会長 それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。

議事はこれからおおむね1時間程度で終了したいと思いますので、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

初めに議事の1番、「令和5年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○折原課長 それでは、資料1を御覧ください。

令和5年公衆浴場対策協議会の今後の日程と、統制額決定までの流れについてお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところです。

そして、本日は資料の右側の2月15日開催とあります第1回協議会でございます。先ほど協議会に対し、知事に代わり潮田副知事から令和5年統制額の検討依頼をいたしました。本日は、後ほど議題となります統制額算定、会計調査対象浴場選定条件について御説明させていただき、それに基づき、事務局において標準的な浴場40軒程度を対象に、直近の決算の状況などを基にした詳細な会計調査を実施してまいります。

会計調査結果を取りまとめた後、資料右側に開催日5月中旬とあるとおり、必要あると認める場合は5月中旬に、より専門的な見地から御意見をいただく小委員会を1回開催し、協議会報告の案作成に向けて準備いたします。

第2回協議会につきましては、資料下段の四角のとおり、5月下旬に開催させていただきたいと考えております。議題といたしましては、小委員会が実施された場合、そこで協議されたご意見を報告し、さらに委員の皆様から広くご意見をいただきます。いただいたご意見は、後に協議会報告としてまとめ公表いたします。並行して、統制額の指定について知事が決裁し、統制額改定を行う場合には東京都公報で告示を行うスケジュールとなります。

以上が、今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

○熊迫会長 ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

それでは、今後の協議会の開催日程につきましては事務局の説明内容に沿って進めてください。

続きまして議事の2番、「令和5年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 それでは、資料2を御覧ください。

「令和5年公衆浴場入浴料金統制額の算定等について」、その基本的考え方、算定手順について定めたものです。

まず1の「入浴料金統制額の指定」ですが、入浴料金は物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。これが統制額でございます。各浴場事業者は、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

2の「入浴料金統制額の算定根拠」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費



用総額に適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定する総括原価方式を用いることとしております。

本方式は、ガス、水道、電気等公共性の高いサービスの料金算定に用いられており、公衆浴場入浴料金もそのような性格を有すると考えられるため、本方式を用いて算定いたします。

令和4年統制額はその後御説明いたしますが、総括原価方式で導き出した推計値が現行の入浴料金と87円の乖離がありましたが、引上げ幅は20円にとどめるとしました。そこには経営努力で不足分を補っていただくことに期待する厳しい判断があったわけですが、このように算出した推計値をそのまま使うのではなく、ほとんどの場合、判断をするための一つの材料として用いているということです。

次に「3 入浴料金統制額（案）の算定手順」でございますが、（1）の「会計調査対象浴場の選定」といたしまして使用燃料や用水、入浴料金収入の面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

（2）の「会計調査の実施」は、（1）で選定いたしました浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査、分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに令和4年の平均収支実績表を作成いたします。

（3）の「収支推定表の作成」は、上記（2）で作成した令和4年の収支実績表の数値を基礎に、それぞれの収支科目ごとに令和5年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたします。

（4）の「入浴料金収入の所要変動率の算出」は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出しております。

（5）としまして、所要率を基に算出した現在の統制額との乖離幅を協議会にお示しします。

参考として、所要変動率から令和4年の統制額案を算出したときの流れを四角囲みの中にお示ししていますので御説明いたします。

都では、1世帯1回当たりの入浴料金という観点から統制額を算出します。令和4年統制額を改正する前は、大人480円、中人180円、小人80円でした。

1で収支推定表により算出したところ、令和4年の推定所要変動率は18.108%でございました。

次に2のところですが、※印にありますように、令和3年平均世帯人員は2.91人、また公衆浴場利用者構成比は、大人97.30%、中人1.52%、小人1.19%でした。これらのことから、1世帯公衆浴場利用にかかる構成人員は、大人2.83人、中人0.04人、小人0.04人となります。これにその時点での入浴料金統制額をそれぞれ掛けて足し上げますと、1,368.80円となります。これが統制額を据え置いた場合の1世帯1回当たりの入浴料金統制額となります。

3ですが、2の統制額に所要変動分を掛け、1世帯1回当たりの推定額を出します。これが、1,616.66円となります。

次に、大人、中人、小人、それぞれの統制額へ割り戻しますが、中人、小人の統制額をそろそろ見直そうということで、中人200円、小人100円といたしました。そのとき、2で算出した構成人員を当てはめると、大人は567.02円となりました。大人料金が567.02円であれば、推計

される不足額が解消されるということです。乖離額は、567.02 円から 480 円を引くと 87.02 円となりました。

しかし、87 円引き上げてしまうと利用者への影響があまりにも大きいとして、引上げ額は 20 円にとどめ、大人 500 円、中人 200 円、小人 100 円といたしました。

御説明は以上です。

次に、資料 3 「公衆浴場入浴料金算定基準」に移らせていただきます。

これは、公衆浴場入浴料金を具体的に算定していく際の基準について本協議会が定めたものでございます。

第 1 条及び第 2 条では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

第 3 条は、原価計算期間は事業年度を単位として将来の 1 年間とすること。

第 4 条は、人件費、用水費及び光熱費など、営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しております。

第 5 条から第 7 条では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第 8 条では原価計算表と経費内訳について規定しております。

別表は、先ほど御説明した公衆浴場入浴料金算定基準の第 8 条に規定する原価計算表の様式で、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。

表中の科目欄は、1 の「入浴料金収入」から 4 の「特別利益」までが収益合計を算出する科目となっております。

5 の「人件費」から 19 の「建物再調達費」までが、費用合計を算出する科目となります。

20 の「収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。

20 の「収支差」に 21 の「事業報酬」を加えて過不足額を算出いたします。

最後に、この過不足額を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定いたします。

表右端の推定欄につきましては、令和 4 年会計調査による実績値を基に、令和 5 年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しております。「実績」と記載しているものについては、令和 5 年の推定額は令和 4 年の会計調査の実績値を横引きするということになります。「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、令和 4 年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して算定するということになります。

以上で資料 2、資料 3 の説明は終わります。

○熊迫会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。「令和 5 年会計調査対象浴場の選定条件」について、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 それでは、資料 4 を御覧ください。

会計調査を実施する浴場の選定方法について御説明いたします。

会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場 40 軒程度を選定いたしま

す。

まず1の「燃料」につきましては、重油、廃油といった液体燃料、電気、ガスもしくはソーラーの専用またはそれらの併用であること。

2の「排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

3の「用水」につきましては、上水専用または上水井水併用であること。

なお、原則として併用比率は上水50%以上といたします。

件数は上水1%から49%のほうが多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が、前年度実績を基に翌年度の推定を行う形になりますので、この条件を維持したいと考えます。

4の「収入階層」につきましては、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満であることを条件としております。

次に、資料5を御覧ください。

これは、ただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、令和4年9月に実施した公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものです。網掛けの部分が選定条件に該当する浴場数です。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答399軒のうち、左の燃料条件である木材等の「雑燃」を使用していない浴場は327軒となっております。

次の排水条件である公共下水道利用の浴場は326軒、このうち用水条件である上水50%から100%が107軒、そして右側の収入階層条件である入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満の浴場数は63軒となっております。

こうして絞り込んだ全ての条件を満たす63軒の中から40軒程度を調査対象浴場として選定してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○熊迫会長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。

では、次に議事の4番「令和5年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。

これにつきましては、私から提案をしたいと思っております。

統制額算定の基礎となる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者委員で公認会計士の土田委員にお願いできればと思いますが、土田委員いかがでしょうか。

○土田委員 はい、お引き受けいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、会計調査の実施につきましては土田委員にお願いします。

次に議事の5「協議会報告案起草の付託（小委員会の設置）について」に入ります。

これにつきましても、私から提案します。

令和5年の入浴料金統制額に関して、より専門的な見地からの御意見をいただく機会として、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置するのがよろしいのではないかと思います。小委員会の構成は、学識経験者委員の石毛委員、伊藤委員、奥野委員、栗生委員、土田委員、中田委員、私、熊迫の7名で構成したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員首肯)

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、皆様よろしくお願ひいたします。

小委員会の会長は協議会設置要綱第7の3、ただし書きの規定により私が務めさせていただきます。

また、小委員会でいただいた意見は次回の協議会に報告したいと思います。

次に議事の6「令和5年統制額に対する意見・要望の聴取について」に入ります。

最初に、業界代表委員から意見表明をお願いしますが、浴場組合から本協議会に要望書が提出されておりますので要望書の読み上げを事務局からお願いします。

○折原課長 読み上げさせていただきます。

令和5年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望について

日頃より、都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの影響による利用者数は、コロナ禍以前の水準まで回復しておらず、厳しい状況が続いています。

このため、令和5年の入浴料金統制額については、下記のとおり改定を要望いたしますので、格別なるご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 長期化する原油価格の高騰に伴い、ガス料金・電気料金などエネルギーコストや衛生管理用品などの消耗品の価格も上昇しています。中でも、エネルギーコストであるガス料金等については過去に経験したことがない金額となっており、営業継続のための努力も限界に達し廃業する店舗も出てきている状況です。適切な人件費や諸経費を確保できる金額となるようご検討ください。
- 2 施設設備の老朽化や経年劣化に伴う機能低下により、維持管理経費が増大しています。さらに、現在の世界情勢や円安による原材料価格の高騰で経費も上昇しています。適切な設備投資や修繕を行うことができる金額となるようご検討ください。
- 3 浴場組合は、昨年度から、銭湯の未来の担い手を自ら育成する事業を開始しました。次代の経営者たちが、銭湯経営の将来に展望を見出すことができる金額となるようご検討ください。

以上

○熊迫会長 業界代表委員から、補足の御意見をお願いいたします。

○近藤委員 補足説明をさせていただきます。

コロナ禍によって、売上げが大体2割落ちている状況でございます。コロナ感染予防でお年寄りやお子さんたちが来店を控えるようになって、3年の間にその習慣がついてしまったせいと思っておりますが、まだ回復はしていない状況でございます。

消耗品については2割ぐらい上がっております。

電気代は2割から3割上がっておりまして、6月からまたさらに上がると聞いております。

ガス代については8割上がっています。異常な幅で上がっておりますので、かなり苦しい状況です。

このような中、週休を2回にしているという銭湯があります。どういうことかという、1日100人前後しか利用者が来ない店は開店すると赤字経営になってしまうのです。だから、営業日を減らして利用者を寄せて何とか続けるということでのいっているんです。こういったお風呂屋さんには廃業の可能性が大となるのではないかと思います。

今、日本の銭湯文化がかなり危うくなっていると思います。銭湯業界は、かつてない最大の危機にあると御理解いただきたい。よろしく申し上げます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

次に、公衆浴場対策を所管されている生活文化スポーツ局として横山委員から御意見をいただけますでしょうか。

○横山委員 ありがとうございます。生活文化スポーツ局長の横山でございます。

本協議会では、統制額につきましていつも幅広い観点から丁寧に御議論をいただいていることに厚く御礼を申し上げます。

一昨年、秋ぐらいからでしょうか、エネルギー価格の高騰が続いておりまして、現在も高値で推移しているということで、浴場経営はもちろんのこと都民生活にも深刻な影響を及ぼしております。

令和5年の入浴料金統制額を検討する上では、こうした浴場経営者側と浴場利用者側双方の状況に配慮する必要性を感じているところでございます。

浴場組合の皆様には、コロナ禍から引き続く厳しい状況下でも事業の活性化、事業継続の課題について取り組んでいただいております。東京都といたしましても補正予算を含めまして、新規の利用者の開拓ですとか、燃料費高騰分の補助などの支援をさせていただいているところでございますが、この協議会ではそうした点も含めて幅広く御議論、御意見をいただければと考えているところでございます。

本協議会での御意見を踏まえて、今後も引き続き公衆浴場の活性化を後押ししたいと考えておりますので、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

これから名簿の順番に指名させていただきますので、お一人ずつ御発言をお願いします。今回は初回の協議会でありますので、統制料金の改定等に対する御意見、御要望のほか、日頃、銭湯に関してお感じのこと、先ほどの業界代表委員からの御意見に関してなど、自由にいろいろな観点から御意見を頂戴できればと思います。

それでは、学識経験者委員、栗生委員、お願いいたします。

○栗生委員 一般社団法人せんとくとまちの代表理事をしております栗生と申します。よろしく  
お願いいたします。

今、近藤委員から、かつてない最大の危機というお話がありまして、私も付き合いのある銭湯  
や SNS 上で、ガス代の高騰などの大変さを見聞きしていましたので、今回これが大きな問題にな  
るだろうと思って参加しております。

昨年、500 円に上がり、ワンコインということで利用者側としては分かりやすいというか、利  
用しやすいのではと思っているのですが、やはりこの状況下、なかなかそれを維持するのは難し  
いのかと思いつつながらお話を伺っておりました。燃料費の高騰に対する支援をさらに充実させる  
ということも含めて検討する必要があると感じます。

また、500 円から値上げしたとしても、利用者の裾野を、母数を増やすという意味で、利用し  
やすい割引やサービスを考える必要性も感じました。

私自身は大学でたまに教える機会があるのですが、毎年 100 名ぐらいの学生に、まず銭湯に  
行ってもらおうという授業をやっています。そうすると、あまり行ったことがないという学生も多  
く、行ってみるとはまってしまう学生が結構います。でも聴いてみるとなかなか継続に通える  
額ではないというような意見があり、神戸市さんが大学生向けでしたでしょうか、無料で入らせ  
るというようなキャンペーンをやっていましたが、そういうことも参考にしながら若い層をどう  
取り入れていくかということも同時に考えていくことが重要だと思っております。

よろしく申し上げます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、土田委員申し上げます。

○土田委員 公認会計士の土田でございます。

22 次に引き続き委員を拝命いたしました。よろしく申し上げます。

公衆浴場の状況ですが、私自身は個人の事務所の仕事でも公衆浴場の会社とのお付き合いがご  
ざいます。銭湯業界の状況が厳しいというのは、先ほど近藤委員からのお話にもありましたとお  
りでございます。利用者が少なくなっている、諸経費がかさむ。また、公衆浴場業は定期的に  
水回りですとか、釜だとかまとまった設備投資が必要になるというような状況もございます。何  
よりその財務的な基盤が安定していないとなかなか事業の継続が難しい業種だろうと理解をして  
おります。

また、浴場組合さんのホームページに公衆浴場の歴史というページがありまして、以前ちらっ  
と拝見したのですが、そこではたしか仏教伝来とともに日本に沐浴という習慣が入ってきて、平  
安時代末期にはもう公衆浴場の走りのようなものが現れている。要は、古い歴史を持つ生活文化  
の一つそのものと言ってもいいような業種であろうというふうに理解をしたところでござい  
ます。引き続きこの生活文化が守られていくべきであろうと深く感じた次第です。

そのために事業者サイドの観点から考えますと、先ほども言いましたが、何よりも安定した財  
務基盤の確保というのが非常に重要なところでございまして、法令に基づく協議会からの入浴料

金統制額に対する意見というのは大きな意味合いを持っていると理解しております。

先ほど来、横山委員などからも御説明がありました、一方で利用者の利便も考えなければいけないというなかなか難しいバランスが求められる協議会だというのが、昨年1年務めさせていただいた実感でございます、本年もその難しい課題に真摯に向かい合いたいと思っております。

最後に感想みたいなものですが、浴場組合さんはたしかアプリをおつくりになられていてスタンラリーなんかもやっていたらして、私もダウンロードしたのですが、ああいったスマートフォンで使えるものというのは、若者を中心とした新規の利用客の発掘というような趣旨だと思うのですが、非常に興味深く感じたところでございます。

こういった情報は周知されないことにはなかなか利用の数量も増えないということもでございます。広告宣伝にかかるコストなどとの兼ね合いもあるかと思うんですが、うちにも大学生の子供がいたりするので、おまえ銭湯に行ってみるとか言ってはいるのですが、親子だとなかなか難しいところでもございます。

難しいバランスかと思いますが、いろいろな事業をやられていて非常に御苦労さまでございますという感想を持ちますとともに、今後も引き続き頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、中田委員をお願いします。

○中田委員 経済産業研究所の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、日頃は経済学でもいわゆる公共経済学であるとか財政学とか税政の分析とか、そういったことをなりわいにしております。そういう中で、こういった公定価格を決めるということに、微力ではありますが、全力を尽くして協力させていただきたいと思っております。今次、初めてお世話になりますので分からないことがあるかと思いますが、皆様から御指導いただきたいと思っております。

銭湯、公衆浴場に関しての雑感ではありますが、先ほどから事業継続の難しさということが非常に言われているかと思っております。これは日本の中小企業全体の問題であろうかと思っておりますが、公衆衛生を担う生活インフラ、特に都市部の重要な生活インフラとして、いかにしてこれを持続可能なものにしていくのかということに関して知恵を絞りたいと思っております。

また、先ほど栗生委員からも持続可能な価格にはなり得ていないのかもしれないという問題提起がございました。そういった面も含めて、例えばこの原価で賄うとして、さきほど、事業継続ということを申し上げましたが、人件費などはどう考えていくのかということも重要な課題かとは思っております。

つい最近、国のほうでも公共事業の人件費の算定をアップするというような報道もございました。そういった考え方をどう反映させていくのかとか、はたまた利用していただくに当たって家のお風呂というのも当然重要な要素ではありますが、例えば先ほどワンコインという話もありましたけれども、ワンコインから一步踏み出るときというのは消費者の価格粘着性というのがどうし

ても心理的に働くかと思えます。

行動経済学的な議論かとは思いますが、今までの 480 円から 500 円の上がり方と、500 円から上の上がり方というものが消費者に与えるインパクトというのはまた違うかと思えますし、例えば今、若い人であれば、家にお風呂が仮になかったとしても、近くのフィットネスジムのシャワールームなどで代替してしまうということも多々あると聞いております。そういった面も含めて、いかにしてこの事業を継続可能なものにしていくか。

公衆浴場は、特に災害時においては非常に重要な公衆衛生のインフラになると思えますので、ここでいろいろ勉強させていただいて協力させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、続きまして利用者代表委員に入りたいと思えます。

須賀委員、お願いいたします。

○須賀委員 利用者代表として、民生委員の立場からという形で今回の会に出席させていただいております。

まず、私は江戸川区に住んでおるのですけれども、江戸川区は私のイメージから言うとかつて公衆浴場が多かった。私の子供の頃、お風呂のない家庭、アパート等が多く、公衆浴場というのは随分はやっていたかと思えます。

私の親戚にも公衆浴場をやっていたおじさんがおりましたが、十数年前にそのおじさんの高齢化と利用者数の減という形で、やっても大変だからということで廃業したと聞いております。現に今の江戸川区、私の周りを見る限り、やはりほとんどの浴場がなくなってしまって、継続しているところもあるんですけれども、あまりぱっとしていないような印象をもっています。

それで、私の子供に話を聞くと、スーパー銭湯は広くて、サウナがあったり施設が充実しているのでたまに行くけれども、公衆浴場はあまり行かないなということです。

それから、先ほど中田委員からもお話があったのですけれども、やはり各地にスポーツジムができていまして、ジムのお風呂を利用すると、月会費で割ると銭湯に行くよりも安くなるので、お風呂に入るためだけにジムに行くという話も聞いております。

でも、私の友達で銭湯に行くのを楽しみにしているという人も多くいますので、いろいろな形で提案をしていけば、公衆浴場もまだまだ先はあるのかなという気はします。

今までのお話しに生まれた燃料費の高騰ですが、私も仕事をしておるのですけれども、やはり電気、ガスが上がっております、その転嫁が大変になっています。上がり幅がちょっと尋常ではない上がり幅ですし、お話を伺う限り、公衆浴場の経費に占める燃料費のウエイトは非常に高いということですので、入浴料金に燃料費を転嫁するということを考えていかなければいけないのではないかと。やはりそこが一番、今回の話になるのかなと思えます。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いいたします。



○中村委員 主婦連合会の中村と申します。今回初めて、この協議会に参加させていただいております。いろいろ勉強していきたいと思います。

長らく、この協議会のメンバーに入りたいと思っておりました。銭湯ファンの一人として、ここ 10 年ぐらいですか、都内のいろいろなところに伺って銭湯に入っています。とてもお湯がよかったり、施設がよかったりして、200 軒以上回ったかと思いますが、あちこちでスタンプを集めて銭湯巡りをしています。

銭湯を巡るとそれぞれに特徴がありますし、銭湯を含んだその町の風景というのも楽しむことができますので、銭湯だけでなく東京の町全体を親しみやすくつくっていくためには、銭湯はなくてはならない施設と感じております。

一方で、本当にいい銭湯がここのところぱたと閉業に追い込まれていて、私は世田谷区に住んでいますけれども、世田谷区でも明大前の松原湯さんが廃業したり、祖師谷温泉 21 も 3 月で閉店ということで、何であの銭湯がなくなってしまうんだろうと利用者として本当に残念に思っているところであります。

それで、今日は初回なのですがけれども、入浴料金は原料費とか、その他いろいろなことを検討して決まってくんだと感じました。深い議論は学識経験者で構成する小委員会に委ねたいと思いますけれども、利用者としてはやはり今の入浴料金をもうしばらく変えないでいただきたいと思います。家にお風呂があるので、銭湯に行くとしても週に 2 回か 3 回ですけれども、そのペースで続けていけるような料金であって欲しいと思います。

でも、一方で、経営の難しさから銭湯浴場がなくなってしまうのはとても残念なので、本当に苦しいところではありますが、この協議会で勉強させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 東京消費者団体連絡センター事務局の星野と申します。よろしく願いいたします。私も、22 次に引き続きまして今回の役割を拝命しております。

こちらの協議会に出るようになってから、アンテナが公衆浴場に立っているせいもありまして、いろいろな記事を見るにつけ公衆浴場は大丈夫かなという思いを持ちながら報道を見ています。ここに今日来るのに、ガス代の高騰が本当に大変だろうな、そこを伺えたらなと思っています。

近藤委員からもお話があったように、やはり打撃は大きいです。ガス料金は 8 割も上がっていったと。自宅のガス料金は 2 か月ぐらい後でないと金額が来ないので、まだガス料金の値上げは実感としてないんですけれども、多分これからどんどんくるのかなと思っています。

この協議会では、前回個人的な疑問に、多分、佐伯委員からお答えいただいたと記憶していますが、本当に私のような者の疑問にも実際の銭湯の声を届けていただいたことによって、料金の値上げは仕方ないなと考え、意見を述べさせていただきました。

この間、1 年間ずっと SNS を中心に Twitter や Facebook から情報を得ていましたが、やはり

廃業されている銭湯の皆さんの残念な声というのが Facebook のグループを中心に多く寄せられていたのを拝見しています。

中村委員もおっしゃっていたように、廃業となるとその町全体の風景が変わってしまうんだろうなと思っています。今、同居しているおばも、家にお風呂はあるんですけども、大きなお風呂に入りたいと言って銭湯を利用しています。

でも、コロナのときに「本当に人数が減っちゃったんだよね、銭湯は危ないかな」という話をしていました。おばが行っているところは今も営業を続けているので、おばは元気に通っていますが、そういった楽しみにしている利用者というのは、料金が上がると3回を2回にするとか、2回を1回にするとか回数を制限していくのかなと思います。

燃料費の緊急支援が昨年からはまったとか、銭湯の担い手育成事業を前年度からされているとのことですので、その支援がどのぐらい現場に届いているのかとか、担い手になろうとしている人たちはどういうふうに銭湯の未来を見ているのかというところも今期伺えたらと思っています。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、続きまして業界代表委員からですが、近藤委員は先ほどお話しいただきましたので、業界代表のお二人からも補足があればお願いいたします。

○石田委員 浴場組合副理事長の石田です。

先ほど近藤理事長も燃料費高騰で大変だと言っていましたけれども、経費を借り入れてまで営業を続けている浴場があるんです。やはりこれは大変な問題だと思うので、皆様の御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 常務の佐伯でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど来、委員の皆様から様々な貴重な意見をいただきました。私は出が多摩地域でございます。東京都で最も銭湯の弱っている地域でして、前年度の会議のときにもお話をしたと思いますけれども、あまり統制額の引上げには積極的ではありませんでした。けれども、今、統制額の引上げを求める切実な声が大きくなっています。

長くこの業界をやっていますので、料金を上げれば売上げが上がるというような単純な思考でそのようなことを申し上げているわけではないです。料金を上げて、お客様がそれでも大丈夫なのかとの危惧は、我々自身が一番強く感じているところでございます。

特に多摩地域などですと、先ほど来お話がありましたようにスポーツジムとかスーパー銭湯とお客様を取り合うというような形になるんですが、実はコロナによって大きく変わったことが、この2つとの競合において表れています。

スポーツジムは今、価格がどんどん上がっています。スポーツジムは、実際のところ若者層ではなく主婦層が一番行かれていたのですが、その主婦層が、いよいよ月会費が上がって割に合わ

ないということで、銭湯に戻ってきているというのが最近の傾向です。

スーパー銭湯は、料金では銭湯の方が安い、設備において圧倒的に優位にあるということで、若者層は随分そちらに取られていたんですが、コロナでスーパー銭湯が休業したことによって、若者層が銭湯に足を運ぶ機会が増えました。銭湯は、コロナ禍においても変わらず営業を続けてきて、小さいながらもある程度お客様のニーズに応える設備が増えてきておりますので、体験した若者層は、十分これでいけるじゃないかということで、コロナ禍で高齢者は減りましたが、若者が増えたという大きな変化がありました。

そして、利用者の皆さんの声を聞いていくと、若い人たちが入ってきてまず何を言うかという「やすっ」と言うんですね。とにかく安いというのが、若者たちの感想なんです。そして、主婦の皆さんはスポーツジムの月会費と比べると安いと思うからやはり来ていただいている。

まだもう少し金額を上げてでも十分戦っていけるんじゃないかと思っているのは、そういう根拠があつてのことです。決して我々が、とにかく料金さえ上げちゃえば売上げが上がるから何とかなるなどという単純なことで値上げを希望しているということではないということだけ、委員の皆様にはぜひ知っていただきたいと思っています。

土田委員からありましたように、アプリは新たな更新をしてさらに使いやすいものに変えていくということも進めております。SNS 等を使った発信も個人の店ならず業界を通してやっていきたいと思っているところでございます。

燃料費の高騰ですけれども、燃料費はかつて大体 40 万円から 60 万円ぐらいの価格帯で商売をしていたんですが、それが軒並み 80 万円から 120 万円ぐらいが平均的なところになってきます。SNS で話題になっているのは 100 万円を超えるようなお店の書込みなのですが、私どもが一番心配しているのはそこではなく 80 万円のガス代を払っているところです。売上げが、燃料費を 120 万円払っている店の半分もないような状態です。売上げはないけれどガス代はものすごい金額になっていて、比率的に言うとそちらの店のほうがはるかに深刻です。

そういった店からは、「お客さんからは料金が上がっても大丈夫だから、できれば上げてもらいたいという声がある」とのことなので、この要望書を出させていただいているところです。ぜひその辺りはお酌み取りをいただき統制額の改定を検討いただきたいと思っております。

長々と失礼いたしました。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、続きまして関係行政機関委員、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 足立区の副区長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、足立区で銭湯に関する取組をご紹介します。タブレットの一番下に『区政会館だより』というのを掲載しておりますので御覧いただきたいと思います。

これは特別区協議会が発行する、各地域の魅力の情報を発信しようという情報誌であります。この 2 月が足立区が担当になっておりまして、我が区のお宝ということで区内の銭湯を紹介するというページをちょうど作ってございましたので、これを参考に区の取組を御紹介させていただきたいと思います。

トップが浴場の店主さんというか、オーナーの紹介となっています。スクロールしていただいて、今の足立区の銭湯の状況で、足立区と言えばキングオブ銭湯といわれた大黒湯が廃業してしまつてニュースになるほどショッキングなことだったんですけれども、まだまだ頑張っている浴場がたくさんありますということで紹介をさせていただいております。

特に、5ページのところを開いていただきたいのですが、町の魅力ということで、いろいろ銭湯の方々と自治体と連携して取組んでおりますが、今回非常にマスコミ受けしたというか、注目されたのが、2段落目にあるふるさと納税の返礼品として用意した一番風呂の貸切り入浴券というものでした。実はこれは地域の方々と行政が共にふるさと納税の返礼品を考える検討会がありまして、その中でこういうことはどうだろうかということで、体験型のものですけれども提案されました。

事業は、5万円を寄附していただくと、区内の銭湯を2時間、一番風呂を貸し切れるという企画でしたが、当初は、実際に来るのかなという思いでした。しかし、左下に写真がありますように、親子で寄附をいただいて一番風呂を利用させていただきました。

この店は、私も孫とよく行っていた銭湯で、子供用のミニプールがあるんです。ニコニコ湯という千住の銭湯なんですけれども、4、5メートルの小さい、ぬるめのお湯の浴槽があつて、銭湯だと子供が泳いだりするとよく怒られるんですけれども、ここは泳いでもいいんです。孫を連れて行ったら、じゃばじゃば、潜ったり浮かんだり裸で泳ぎ回っていたという非常に個性的でユニークなお風呂屋さんなんです。そういう銭湯もあり、元気でやっていますということで、町の魅力として発信をさせていただいております。

私も月に何回か銭湯に行きます。確かに以前は高齢者の方が多かったのですが、私が最近行く銭湯は中学生とか子供が多いです。ですから、日曜日に行きますと洗い場が順番待ちとか、途中で隣から水がかかってくるとかありますが、子供さんたちが多いので活気があります。子供を連れて行くので親もきますし、やはり親子でいろいろ体験できるような仕組みがあると、子供さんを連れて来るような流れにできるのかなということで、足立区も皆さんと御協議させていただきながら銭湯の利用促進のために取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○熊迫会長 ありがとうございました。

では、馬男木委員、お願いいたします。

○馬男木委員 三鷹市副市長の馬男木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

個人的には学生時代に4畳半一間で共同便所というところで過ごしておりまして、西日の強い部屋でしたので、夏は公衆浴場にお世話になりましたし、京都という土地柄、冬は寒くて仕方がなく、冬もお世話になったということでかなり愛着はあります。

けれども、考えてみますと、その後は、特に結婚を契機に風呂が壊れたときに利用させていただいたことと、六義園に行ったとき、歩き回って汗びっしょりになり、タオルを買って近くにある銭湯に入らせていただいたというような、状況ではございます。

公務の関係で申し上げますと、昨年、東京都が地震の被害想定の見直しを出されました。

その関係もありまして、市でも地震対応について地域防災計画の見直しをする中で、先ほど中田委員がおっしゃられたように災害時のインフラとしての公衆浴場というのは大きなものだろうと考えており、どのような協力関係をいただけるのか、あるいは連携できるのかということについて検討しております。

また、私個人のことですけれども、20年前に生活経済課長という職を拝命しておりまして、そのときは産業振興の観点から三鷹市の公衆浴場組合とのお付き合いがございました。それで、私は22次から引き続き協議会委員を拝命しておりますけれども、前回お受けしたときに、市はどのような公衆浴場対策事業をやっているのかと久しぶりに確認をしましたところ、何と20年間あまり変わっていないことがわかりました。そして、市部において三鷹市はまだ浴場件数があるほうで4軒残っておりますけれども、これを機に改めて足立区さんのすばらしい試みを拝見し、参考にさせていただきたいと思っております。

幅広い観点からの議論ということでもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

本日欠席されている奥野委員とメ野委員からも御意見をいただいています。事務局から紹介してください。

○折原課長 御紹介させていただきます。

まず、奥野委員でございます。実は、奥野委員は本日、コロナ濃厚接触者認定となってしまう、参加がかなわなかったことおわび申し上げますという御連絡が急遽入りました。それで、メールで御意見を頂戴いたしましたので御紹介させていただきます。

奥野委員です。

#### 1. 利用促進の補助施策に関して。

昨年度はクーポン配布、変わり湯など、新企画を取り込むきっかけになる施策が多く、補助を有効に活用されていたと思います。

次年度は、1つは施策自体をもっと知っていただける告知の工夫を加えること、2つはクーポン配布等を料金改定後の、需要が高まる時期に行うなどタイミングの工夫をすること、この2つができればよいと考えます。

#### 2. 燃料対策補助に関して。

日々、銭湯に行くたびに浴場経営者から燃料費高に苦しむ話を聞いており、この課題は銭湯廃業に拍車をかけると認識しております。これまでは、もうけるノウハウがある新しい設備などを有する浴場さんの経営に対して心配をしたことはあまりありませんでした。しかし、今、全ての浴場が、廃業するほどの危機に直面していると感じています。日ごとに状況は悪化しています。そのため、緊急対策としてではなく、継続的な補助事業を引き続きお願いしたいです。

#### 3. 価格改定は必要。

この物価上昇・燃料上昇期に、値上げ自体に不服を唱える方はいないと思います。一方で、高い、行く回数を減らそうと考える方は出ると思います。高齢者を中心としたライフラインとして、銭湯に通っている方が値上げによってコミュニティから疎遠になることがないか、注視すべき

と思います。

具体的には、入浴割引チケット等の見直しなど、それから現スパ・サウナユーザーがいま一度、町の浴場の魅力を認識できるような紹介方法が必要だと思います。

値上げの心理的ハードルがさらに上がるのは500円以上、550円や600円となる時だと思うので、価格改定時に浴場の必要性、銭湯がどのように健康によいかをしっかりとセットでうたうことが必要だと思います。よろしくお願い申し上げます。

このような意見でございます。

続きまして、大田区消費者団体連絡協議会、野啓子委員でございます。御紹介させていただきます。

先週の金曜日、雪混じりの悪天候の中を外出し、転倒して左腕を骨折してしまいました。大事な会議の日に手術が入り、本日伺うことができません。委員の皆様をはじめ、日程調整や資料を御用意いただいた都の職員の方々、そして消費者を代表して参加の機会をいただいた関係者の皆様に対し、本当に申し訳ございません。

事前にいただいていた公衆浴場に関する意見、要望、日頃感じていることについて書面で送ります。

この3年間、毎日のように新型コロナウイルス感染症のニュースが流れる中で、改めて公衆浴場が持つ役割について気づいたことをお話ししたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生当初、日本は世界でもまれに見る感染者数が低い国でした。私は、この段階のときに、日本の生活文化、公衆衛生のレベルの高さを見直していました。全国どこでも蛇口をひねれば飲める水が出る環境、徹底したごみ収集システム、土足で家に上がらない生活スタイル、食事の前に、トイレの後に手を洗う習慣、配膳前後にテーブルを拭く習慣、さらに世界で初めてウォシュレットを開発したのは日本人でした。そして、欠かせないのが、毎日お風呂に入る習慣です。日本にいたら当たり前のことですが、世界に類を見ない清潔な国民性と住まい方、ライフラインと公衆衛生だと評価していました。

コロナを怖がらないで、太陽の光を浴びて外で元気に活動し、しっかり食事をとって、1日の最後にお風呂に入って寝る。こうして規則正しい生活を心がけることでウイルスに負けない免疫力を維持、鍛えてくださいという専門家がなかったことが残念です。

日本は、毎日報道される感染者数におびえ、ソーシャルディスタンス、マスク着用、外出自粛、ワクチン推奨で、今では感染者数世界一になっています。何かおかしくないでしょうか。

免疫力アップ効果をうたったにわか商品が次々に出てきていますが、私たち日本人が受け継いできた入浴の文化こそ直接体感できる健康維持効果ではないでしょうか。温かいお湯に浸かることで体温が上がる、水圧を受けることでデトックス効果が期待される、自宅にお風呂が普及していることだけでなく、日本人の健康維持を大切にする国の姿勢を裏づけているのが公衆浴場、銭湯だと感じています。

コロナ禍を経験して、ウイルスに負けない体づくり、免疫力アップに銭湯が果たす役割は大きいと思い、次世代に残したい文化と考えます。以上、公衆浴場に関する意見です。

このような意見でございます。

以上でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

たくさんのお意見をいただきました。これらの意見を踏まえながら、小委員会の場でもさらに御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項に入ります。報告事項は2点ありますが、一括して説明をお願いいたします。

○折原課長 それでは、資料6を御覧ください。

「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」について掲載しております。

上段、「1 都内の公衆浴場数等の推移」を御覧ください。

都内の公衆浴場は、昭和43年の2,687軒をピークにして、その後、減少の一途をたどっており、昨年の12月末現在で462軒となっています。このうち、区部に所在する浴場数は420軒、市部は42軒となっております。

次に、利用人員の欄を御覧ください。1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しております。この平均利用者数は、都内公衆浴場の入浴料金収入を基にして算出した計算上の人数です。昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人ないし140人の間で推移しています。近年は増加の傾向にあります。

なお、令和4年につきましては現在調査結果を集計中です。

次に、自家風呂保有率の欄を御覧ください。総務省が5年に1回実施している「住宅・土地統計調査」の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最大だった昭和43年の自家風呂保有率は42.2%と5割に届いていませんでしたが、その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在都民のほとんどが自宅で入浴できる状況となっております。

なお、平成25年以降に実施された総務省の「住宅・土地統計調査」では、自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以後、統計がありません。

矢印の下、「区市別公衆浴場数」を御覧ください。

令和4年12月末現在の浴場数を区市別に見たものです。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち、浴場数が最も多い区は大田区の34軒、次いで江戸川区の29軒、板橋区の28軒と続いております。

一方、市部につきましては、御覧のように浴場数が多い府中市でも5軒にすぎない状況となっております。

公衆浴場が1軒もない市は、青梅市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市の8となっております。また全ての町村にも公衆浴場はありません。

次に、下段の左の「東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」を御覧ください。

昭和63年から令和4年までの入浴料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。直近の改定は、昨年7月15日に大人、中人、小人とも20年の引上げを行ったところです。

次に、資料7は令和4年の協議会報告でございますが、こちらの「4 協議会意見」で、

(1) 無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備等のサービスや取組を維持させること。  
(2) 再び国内外から多くの観光客が東京を訪れる日の到来を見据え、デジタル技術も活用しつつ、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスや事業の実施に努めること。(3) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設として健康増進、耐震化の促進、二酸化炭素排出削減など、その役割を果たしていくため、浴場組合として支援することなどの意見が付されています。

続けて、資料8を御覧ください。

この資料は、資料7で協議会意見として表明された項目について、その後の取組状況をまとめたものです。後ほど、浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

1の「ボディーソープやシャンプー等常備の実施率向上」ですが、無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては昨年の9月1日時点で81.4%にまで増加してきており、着実に促進が図られてきているところです。

2の「利用者拡大を図る取組事例」につきましては、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合との交流促進等を目的に開催している「銭湯サポーターフォーラム」が3年ぶりに対面で開催されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が協力、連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としても、こうした取組を支援してまいります。

加えて、新規公衆浴場利用者を開拓するため、組合と都が連携してモバイル無料入浴券「東京1010クーポン」配布事業を実施しました。これは、燃料費高騰の影響で浴場の収支が悪化している状況を支援するため、都で補正予算を組み、昨年7月23日から12月31日まで、都主催のイベントや都立施設でモバイル無料入浴券を配布した事業です。事業開始から1月22日までの間、延べ12万回を超えて利用されました。

公式に行った広報としては、プレスリリース、ポスター掲示、インターネット広告だったのですが、中盤以降はTwitterなどで書込みがなされ、拡散し、利用率が伸びました。

初めて銭湯体験をしたという声も多くあり、設備の充実度に驚いたとか、連れて行った子供が銭湯ファンになって銭湯に通うようになった、クーポン事業が終了しても入浴券を買ってまた行きたいといった書込みもありました。本事業は、新たな銭湯ファンづくりにつながってくれると期待します。

3の「銭湯の魅力を国内外に広める取組の積極的推進」につきましては、平成27年4月から浴場組合はホームページを全面リニューアルし、多言語化を図るとともに、SNSを活用した銭湯情報の発信を続けており、その実績を掲載しています。

4の「健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化」につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、昨年の4月1日から12月末までの間に大規模改修を行った浴場が5軒となっております。

こうした施設の改築、または改修には多額の資金を必要とすることから、都ではこれらの経費の一部について補助を行っているところです。



また、浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきまして、昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。この助成制度に関しましては、世界情勢に鑑み、電力逼迫に備えることを主目的として都が補正予算を組み、太陽光発電などの省エネ、創エネにつながるメニューの補助事率を上げて事業拡充を図ったところ です。

以上で、資料の説明は終わります。

○熊迫会長 資料8の協議会報告（意見）に対する取組状況について、浴場組合として補足説明があればお願いします。

○近藤委員 それでは、補足説明をさせていただきます。

資料6につきまして、都内の銭湯は、462と減っております。500円の入浴料金に関しましては、値上げに対する苦情は全くなく、逆に言うと、これでやっていけるんですか、辞めないでくださいねという御意見が多かったと思います。

そして、資料8の1で、ボディークリーム常備が80%以上となっておりますが、手ぶらで来ることが多い若い人たちへのサービスとして効果的だと思います。

2の銭湯サポーターについてですが、銭湯サポーターの方々がSNSを使ってコマーシャルしてくれるのでありがたいと思っております。銭湯サポーターは1万人を超えています。

東京1010クーポン利用者は12万人に達し、新たなお客様も多く来店しました。変わり湯は評判がよく、またやってほしいというお声がございます。新旧のお客様の興味をひくのに役に立っていると思います。

3については、以前、アメリカの旅行者が私の店へいらしたことがありました。現金を全く持っていないでカードしかないということなので、銭湯の体験をしてもらいたいということで、無料で入っていただきました。以来、DX化を進めなければいけないと感じております。

4の健康増進型改築支援ですが、この補助金を利用していろいろ設備を直しているお風呂屋さんもあるのでいいと思います。

耐震補強に関しては、先ほどのように災害があったときは、無料入浴ができるように備えておかなければいけないと思いますので、随時進めてまいりたいと思っております。

クリーンエネルギーに関しては、今回はHTT、「減らす」「創る」「蓄める」ということで太陽光発電システムが1軒出ているんですが、これは私の店でやっております。それで、今データを収集して費用回収がどのぐらいになるのか、どれだけの節電になるのか2月の領収書が来たら公表したいと思っております。そして、そのことによって他の店が後に続いてくれればと思っております。

以上、補足説明でございます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

それでは、予定されていた時間も超過しておりますので、以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○折原課長 小委員会及び次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして開催日を決定いたします。日程調整表は、2月下旬頃にメールでお送りいたします。

極力、できるだけ多くの委員が参加できる日に決めさせていただきたいと思いますが、御都合がつかない日に決ってしまった場合は、申し訳ありませんが、御容赦願います。

事務局からは以上でございます。

○熊迫会長 それでは、これもちまして本日の会議は終了とします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後4時05分閉会